

奈良県教育委員会

週報

第2253号

平成28年9月15日発行

目 次

(件 名)	(宛 先)	(主管課)	(頁)
平成28年度学校教員統計調査の実施について	各市町村教委教育長 各学校(園)長	企画管理室	1
平成29年度高等学校等進学予定者に対する育成奨学金の予約申請について	各市町村教委教育長 各中学校長 各中等教育学校長 各特別支援学校長	学校支援課	6
平成28年度奈良県国語教育研究会秋季研究大会の開催について	各市町村教委教育長 各小・中学校長 各中等教育学校長 各特別支援学校長	学校教育課	9
平成29年度奈良県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者募集要項について	各市町村教委教育長 各中学校長 各中等教育学校長 各特別支援学校長	学校教育課	12
平成28年度奈良県中学校技術・家庭科教育研究大会の開催について	各市町村教委教育長 各中学校長 各中等教育学校長 各特別支援学校長	学校教育課	30
平成28年度奈良県小・中学校道徳教育授業研究会の開催について	各市町村教委教育長 各小・中学校長 各中等教育学校長 各特別支援学校長	学校教育課	32
平成28年度奈良県小・中学校図画工作・美術教育研究大会の開催について	各市町村教委教育長 各小・中学校長 各中等教育学校長 各特別支援学校長	学校教育課	35
平成28年度中学校・高等学校生徒指導連絡協議会の開催について	各市町村教委教育長 各中・高等学校長 各中等教育学校長 各特別支援学校長 高等専門学校長	生徒指導支援室	38

平成28年度奈良県高等学校等養護教育研究会研修会の開催について	各高等学校長 各特別支援学校長	保健体育課	40
平成28年秋の交通安全県民運動の実施について	各市町村教委教育長 各学校(園)長 学校以外の各県立教育機関の長	保健体育課	42
平成28年度奈良県小学校体育研究会体育科指導法研修会(体づくり運動・表現運動部会)の開催について	各市町村教委教育長 各小学校長 各特別支援学校長	保健体育課	48
平成28年度奈良県幼稚園・こども園作品展の開催について	各市町村教委教育長 各学校(園)長	教育研究所	50
平成28年度幼稚園教育理解推進事業(奈良県協議会)幼稚園教育研究部会研究大会の開催について	各市町村教委教育長 各園長 各小学校長 各特別支援学校長	教育研究所	52

(次の週報は、平成28年9月29日(木)発行の予定です。)

教 企 第 1 5 0 号

平成28年9月15日

各市町村教委教育長
各 学 校 (園) 長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

平成28年度学校教員統計調査の実施について（通知）

このことについて、文部科学省から別記調査要綱により調査についての通知がありました。この調査は、統計法に基づく基幹統計調査として3年ごとに実施されるものです。調査の趣旨を十分に御理解の上、御協力くださるようお願いいたします。

この調査では、下表のとおり実施していただく調査の種類が異なりますので、御留意ください。なお、調査の種類等、詳細については別途依頼します。

教員個人調査実施校	<ul style="list-style-type: none">・教員個人調査・教員異動調査
上記以外の学校	<ul style="list-style-type: none">・学校調査・教員異動調査

平成 28 年度学校教員統計調査要綱

1 調査の名称

学校教員統計調査

2 調査の目的

学校の教員構成並びに教員の個人属性、職務態様及び異動状況等を明らかにすることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

全国

(2) 属性的範囲

幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校について次のとおりとする。

(1, 2, 3…12は、調査票の様式番号を示す。)

調査の種類 調査の範囲		学校調査	教員個人調査	教員異動調査
		△：個人調査に抽出されなかった学校 ×：実施しない	○：全ての学校の本務教員全員 △：抽出された学校の本務教員全員 ●：全ての学校の本務・兼務教員全員 ▲：抽出された学校の本務・兼務教員全員	○：全ての学校の採用・転入・離職本務教員全員 ×：実施しない
幼稚園	国立	×	○	○
	公立	△	△	○
	私立	△	△	○
幼保連携型認定こども園	国・公・私立	×	○	○
小学校	国立	×	○	○
	公立	△	△	○
	私立	×	○	○
中学校	国立	×	○	○
	公立	△	△	○
	私立	×	○	○
義務教育学校	国・公・私立	×	○	○
高等学校	国立全日制	×	○	○
	公立	全日制	△	○
		定時制	△	○
		通信制	×	○
	私立	全日制	△	○
		定時制	×	○
通信制		×	○	
中等教育学校	国・公・私立	×	○	○
特別支援学校	国・公・私立	×	○	○
大学	国・公・私立	×	●	○
高等専門学校	国・公立	×	●	○
	私立	×	▲	×

(注) 「教員個人調査」の調査対象校の選定方法については別に定めるところによる。

4 報告義務者

学校の長

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は別添調査票のとおり）

ア 学校調査

別添の学校調査票により，性別，年齢別，職名別本務教員数を調査する。

イ 教員個人調査

別添様式第1号から第11号に定める調査票により，次の事項を調査する。

(ア) 性別，年齢及び職名

(イ) 学歴，勤務年数

(ウ) 教員免許状の種類

(エ) 担任の状況

(オ) 週担当授業時数

(カ) 給料月額

ウ 教員異動調査

別添様式第9号及び第12号に定める調査票により，次の事項を調査する。

(ア) 採用・転入・離職の別

(イ) 性別，年齢及び職名

(ウ) 学歴（採用・転入者のみ）

(エ) 採用・転入前の職業等又は離職の理由

(2) 基準となる期日又は期間

ア 学校調査 平成28年10月1日現在

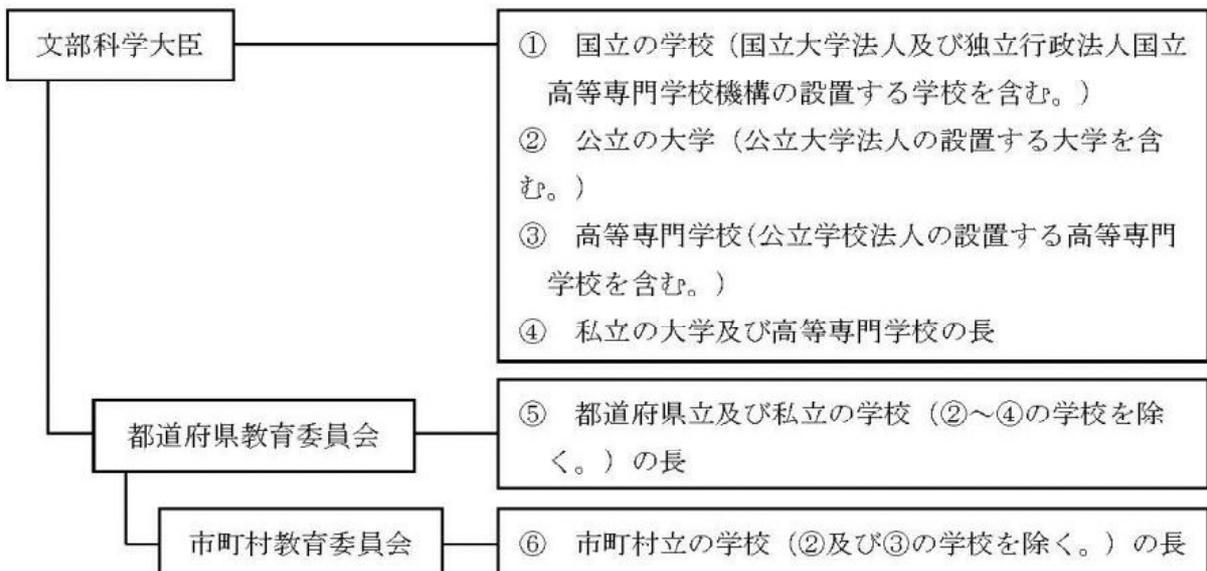
イ 教員個人調査 平成28年10月1日現在

ウ 教員異動調査 平成27年度間（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

調査組織は，次のとおりである。



(2) 調査方法

- ① 調査は郵送又はオンラインにて行う。
- ② 文部科学大臣は、直接又は都道府県教育委員会若しくは市町村教育委員会を通じて、報告義務者に調査票を配布する。
- ③ 報告義務者は、調査票の配布及び取集の系統に従って、文部科学大臣、都道府県教育委員会又は市町村教育委員会に調査票を提出する。
- ④ 市町村教育委員会は、提出された調査票を審査・整理のうえ、学校調査については市町村教育委員会集計表を作成し、調査票とともに都道府県教育委員会の定める期日までに、都道府県教育委員会に提出する。
- ⑤ 都道府県教育委員会は、市町村教育委員会から提出された調査票及び市町村教育委員会集計表を審査・整理のうえ、学校調査については都道府県教育委員会集計表を作成し、調査票とともに文部科学大臣に提出する。
- ⑥ 調査票の提出は、政府統計共同利用システム（以下、「オンライン調査システム」という。）を使用して、行うことができる。
- ⑦ オンライン調査システムによって調査票の提出をしようとする者は、あらかじめ、学校名、電話番号その他必要な事項をオンライン調査システムにより届け出るものとする。
- ⑧ オンライン調査システムによる調査票の提出については、文部科学省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された時をもって、調査票の取集の系統に従い、文部科学大臣、都道府県教育委員会又は市町村教育委員会に提出されたものとみなす。
- ⑨ オンライン調査システムによる調査票の提出を廃止する者は、別紙様式により文部科学大臣に届け出るものとする。

7 調査の周期及び報告を求める期間

(1) 調査の周期

3年

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

報告義務者が調査票を提出する期日は、次のとおりとする。

ア 文部科学大臣に直接、調査票を提出する者

平成 28 年 11 月 21 日

イ 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会に調査票を提出する者

都道府県教育委員会又は市町村教育委員会が定める期日

ウ 都道府県教育委員会

平成 28 年 12 月 12 日

8 集計事項

1 主な集計事項（詳細は別紙集計表のとおり）

学校種別、設置者別に次の事項を集計する。

(1) 学校調査

性別、年齢別、職名別本務教員数

(2) 教員個人調査

- ア 性別、職名別、勤務年数別本務教員数
- イ 性別、職名別、学歴別本務教員数
- ウ 職名別、免許状の種類別教員構成
- エ 性別、職名別、週教科等（講義等）担任授業時数別本務教員数
- オ 教員免許状別、担任教科別教員構成
- カ 学歴別、専門分野別本務教員数
- キ 年齢別、専門分野別兼務教員数
- ク 専門分野別、本務とする職業別兼務教員数
- ケ 都道府県別本務教員の平均年齢、平均勤務年数、平均給料月額

(3) 教員異動調査

- ア 性別、年齢別、職名別採用・転入・離職教員数
- イ 都道府県別採用・転入・離職教員数
- ウ 学歴別 採用・転入前の状況別採用・転入教員数
- エ 離職の理由別離職教員数

9 調査結果の公表の方法

調査の結果は、文部科学大臣がインターネットの利用及び刊行物により公表する。

10 調査票情報の保存期間及び保存責任者

調査票等	保存期間	保存責任者
記入済み調査票	1年間	文部科学大臣
調査票の内容を収録した磁気媒体	永年	同上
関係書類	1年間	都道府県教育委員会

11 立入検査等の対象とできる事項

本調査の事務に従事する職員は、正確な報告の確保する特段の必要があるときは、前記5(1)に掲げる事項について、資料の提出を求め、また必要な場所の立ち入り、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

平成28年9月15日

各市町村教委教育長
各中学校長
各中等教育学校長
各特別支援学校長

} 殿

奈良県教育委員会教育長

平成29年度高等学校等進学予定者に対する 育成奨学金の予約申請について（通知）

平成29年4月に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）又は専修学校の高等課程（奈良県高等学校等奨学金貸与条例施行規則に定めるものに限る。）への進学予定者で、入学後「育成奨学金」の貸与を希望する者に対する予約申請を下記により受け付けますので、生徒への周知及び申請について御配慮をお願いします。

記

1 募集概要

(1) 申込資格

- ア 平成29年4月に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）又は専修学校の高等課程（奈良県高等学校等奨学金貸与条例施行規則に定めるものに限る。）に進学を希望している者
- イ 親権者又は未成年後見人が県内に住所を有している者
- ウ 向学心に富み、学習態度及び学習状況が良好であると認められる者
- エ 経済的理由により、修学が困難と認められる者
- オ 地方公共団体その他公共的団体から、学資の貸与又は給付を受けていない者

（注1）アについて・・・特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）による経費の支給を受けている者へは貸与できません。

ウについて・・・学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.0以上であること（5段階評価、小数第2位四捨五入）。中学校第3学年における予約申請においては、中学校第1学年から第2学年までの全履修科目の評定平均値とします。

エについて・・・育成奨学金は、特に意欲があると認められる場合には、予算の範囲内で生活保護基準の3.0倍以内を条件としていますが、予約申請については1.5倍以内とします。

(2) 受付期間

平成28年10月3日～平成28年10月31日（必着）

(3) 募集人数

100名以内

(4) 推薦及び提出書類

ア 中学校長、中等教育学校長及び特別支援学校長（以下「中学校長等」という）は、奨学金貸与希望者のうち上記（1）申込資格に合致すると認めたものについて、この奨学金は返還が必要であること及びその返還金が新たな奨学生の貸付原資になることを本人及び親権者等に周知のうえ推薦すること。

イ 推薦に際しては、予約申請者より次の書類を提出させること。

(ア) **「育成奨学金貸与予約申請書」**（親権者又は未成年後見人が連署したもの）

(イ) **住民票謄本（世帯全員）**（記載事項欄の省略のないもの、本籍地は必要ありません）

(ウ) **所得に関する市町村長発行の平成28年度課税証明書**（注2）

（注2）所得金額、扶養人数、社会保険料等の控除金額及び課税金額の記載されたもの。

非課税証明の場合は非課税理由が記載されたもの。原則として世帯構成員全員分が必要ですが、被扶養者であることが課税証明等で確認できる方の分は不要。生活保護を受けている世帯は、生活保護受給証明書又は生活保護決定通知書の写しが必要。

（世帯全員の氏名を確認のこと。記載ない者は、上記の所得に関する証明書が必要。）

ウ 中学校長等は、前記(ア)、(イ)、(ウ)に加え、「**奈良県高等学校等奨学金(育成奨学金)予約推薦書**」・「**奈良県高等学校等奨学金(育成奨学金)予約申請者一覧表**」を作成し、奈良県教育委員会事務局学校支援課授業料奨学金係へ提出すること。

(5) 予約採用者の選考

奈良県教育委員会において審査を行い、予約を認める場合は「育成奨学金貸与内定通知書」（以下「内定通知書」という。）を学校へ送付する。（12月頃の予定）

2 本採用手続

「内定通知書」を受け取った者は、平成29年4月に高等学校又は専修学校の高等課程に入学した後、速やかにその「内定通知書」を入学した学校へ提示するとともに育成奨学金の新規申請手続きを行うこと。

3 貸与月額（H28年度実績）

国・公立	私立
18,000円（5,000円）	30,000円（17,000円）
自宅外加算	5,000円（5,000円）
へき地加算（へき地自宅通学者のみ）	12,000円（－）

※無利子での貸与となります。

※（ ）内金額は、生活保護高等学校等就学費の受給者への貸与額です。

4 返還について

奨学金の貸与を受けている者が、卒業又は退学したときは、その月の翌月から6か月を経過した後、10年間の均等払いで返還する（一括返還も可能です）。

<3年間貸与者の返還額の例>

貸与区分 (自宅通学者)	貸与総額	半年賦の返還額	月賦の返還額
国公立	648,000円	32,400円	5,400円
私立	1,080,000円	54,000円	9,000円

※次の場合、申請によって返還が猶予（返還の開始時期を一定期間先へ延期）されます。

- ① 本人が高校・高専、短大・大学・大学院、専修学校等に在学している場合
- ② 本人が、疾病や災害、その他やむを得ない特別な事情等で一時的に返還が困難になった場合

5 その他

申請に必要な用紙等については、説明会にて配付又は郵送している資料を複写すること。資料がない場合の問合せ先は下記まで。

奈良県教育委員会事務局 学校支援課 授業料奨学金係

〒630-8502 奈良市登大路町30番地

TEL 0742-27-9859 FAX 0742-27-2985

URL <http://www.pref.nara.jp/12733.htm>

教 学 第 7 3 4 号

平成28年9月15日

各市町村教委教育長
各小・中学校長
各中等教育学校長
各特別支援学校長

） 殿

奈良県教育委員会教育長

平成28年度奈良県国語教育研究会秋季研究大会の 開催について（通知）

このことについて、下記のとおり実施しますので、関係教員の参加についてよろしくお願ひします。

記

1 趣 旨

「主体的・協働的に学ぶ力をはぐくむ『読むこと』の学習活動の創造 ～課題解決の過程としての言語活動の充実とその具体化～」について研究協議を行い、県内の国語科教育の進展に役立てる。

2 主 催

奈良県教育委員会、奈良県国語教育研究会

3 期 日

平成28年11月11日（金）

4 会 場

田原本町立北小学校

5 参加対象者

県内小学校、中学校、中等教育学校前期課程及び特別支援学校小・中学部の教員

6 日 程

10：00～10：25 開会行事

10：40～11：25 公開授業

- 11:40～12:00 全校児童による群読「北小輝く笑顔 響け 弥生の里に」
 13:00～14:30 分科会
 14:40～16:10 講演
 16:10～16:30 閉会行事

7 公開授業

学年・組	単元名「教材名」	指導者
2年1組	ここがすてき 「がまくん」「かえるくん」のすきな ところを友だちにしょうかいしよう 「お手紙」	乾 穂波
3年2組	がんばれ豆太 本の帯でしょうかいしよう 「モチモチの木」	青木 美佐子
5年1組	筆者の伝えたいことを読み取り、効果的に説明しよう 「天気を予想する」	吉松 浩
特別支援学級	動物のやさしさ、あたたかさを、げきであらわそう 「どうぞのいす」	磯部 美千代 豚瀬 要介

8 分科会

分科会	発表者及び指導助言者			
小学校 低学年	発表者	奈良市立西大寺北小学校	教諭	阪本 悦子
		大和高田市立浮孔西小学校	教諭	吉田 みどり
	指導助言者	曽爾村立曽爾中学校	校長	山邊 尚治
		大和郡山市立郡山北小学校	教諭	西本 眞由美
小学校 中学年	発表者	桜井市立城島小学校	教諭	豊岡 耕平
		橿原市立畝傍南小学校	教諭	近藤 晴美
	指導助言者	斑鳩町立斑鳩東小学校	校長	辰巳 喜美
		大和郡山市立片桐西小学校	教諭	豊田 奈和子

小学校 高学年	発 表 者	生駒市立あすか野小学校	教諭	大森 康貴
		田原本町立田原本小学校	教諭	加奥 敦子
	指導助言者	大和郡山市立矢田南小学校	校長	松原 義文
		奈良市立六条小学校	教諭	中島 宇規
中学校	発 表 者	平群町立平群中学校	教諭	岡 達也
		生駒市立光明中学校	教諭	篠原 嶺
	指導助言者	葛城市立新庄中学校	校長	井上 昌典
		県教育委員会事務局学校教育課	指導主事	川西 聡弘

9 講 演

演題 「子どもの本と子どもと私」

講師 児童文学作家 石井 睦美

10 参加申込み

平成28年4月7日付け週報第2243号掲載の参加基本様式により職名、氏名、参加分科会名((A)項目欄)、昼食希望の有無((B)項目欄)を記入の上、平成28年11月1日(火)までに、FAX又は郵便で下記宛て申し込むこと。

〒630-8113 奈良市法蓮町280-1

奈良市立佐保小学校 教諭 北村 拓也

FAX 0742-23-7066

※昼食希望の場合は、当日、受付で弁当代(800円)を支払うこと。

教 学 第 7 4 7 号

平 成 2 8 年 9 月 1 5 日

各市町村教委教育長
各 中 学 校 長
各 中 等 教 育 学 校 長
各 特 別 支 援 学 校 長

} 殿

奈良県教育委員会教育長

平成29年度奈良県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者
募集要項について（通知）

このことについて、下記の募集要項を別紙のとおり定めましたので、関係者に周知願います。

記

平成29年度奈良県立盲学校幼稚部・高等部等入学者募集要項

平成29年度奈良県立ろう学校幼稚部・高等部入学者募集要項

平成29年度奈良県立明日香養護学校（病弱・肢体不自由）高等部入学者募集要項

平成29年度奈良県立奈良養護学校（病弱・肢体不自由）高等部入学者募集要項

平成29年度奈良県立特別支援学校（知的障害）高等部入学者募集要項

(別紙)

平成29年度奈良県立盲学校幼稚部・高等部等入学者募集要項

平成29年度奈良県立盲学校幼稚部、高等部第1学年及び高等部専攻科第1学年入学者の募集及び選考は、この要項に基づいて実施します。

1 応募資格

(1) 障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表「視覚障害者」の項に規定する程度であって、保護者とともに奈良県に居住する者又は特別の事情がある者のうち、次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア 幼稚部：平成23年4月2日から平成26年4月1日までに出生した者

イ 高等部（普通科及び保健医療科）：

① 特別支援学校中学部若しくは中学校を卒業した者又は平成29年3月卒業見込みの者

② 中等教育学校前期課程を修了した者又は平成29年3月修了見込みの者

③ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

ウ 高等部専攻科（医療科）：

① 特別支援学校高等部若しくは高等学校を卒業した者又は平成29年3月卒業見込みの者

② 中等教育学校を卒業した者又は平成29年3月卒業見込みの者

③ 学校教育法施行規則第150条各号のいずれかに該当する者

(2) (1)の「特別の事情がある者」とは、次のア又はイのいずれかに該当する者であって、奈良県教育委員会教育長に入学志願許可申請を行い、その許可を受けたもののことをいいます。

ア 出願当時は他の都道府県に居住しているが、入学時には奈良県内に居住することが確実な者

イ その他やむを得ない事情がある者

2 募集する部及び学科

幼稚部、高等部（普通科及び保健医療科）及び高等部専攻科（医療科）

3 募集人員

募集人員は「平成29年度県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者募集人員」に定めます。

4 出願手続

出願は次の点に注意して、入学願書等定められた書類を卒業し、若しくは修了した学校又は在学している学校の校長を経て（幼稚部を除きます。）提出してください。

(1) 受付期間

ア 幼稚部 平成29年3月2日(木)から同月6日(月)まで(土曜日及び日曜日を除きます。)の午前9時から午後4時まで

イ 高等部及び高等部専攻科 平成29年2月13日(月)から同月27日(月)まで(土曜日及び日曜日を除きます。)の午前9時から午後4時まで

(2) 出願書類

ア 入学願書(奈良県立盲学校で定める用紙)

イ 眼科医の診断書(奈良県立盲学校で定める用紙又はそれに準じた診断書)

ウ 調査書(奈良県立盲学校で定める用紙。ただし、高等部出願者のみ必要。)

卒業し、若しくは修了した学校又は在学している学校の校長(高等部専攻科については、特別支援学校高等部又は高等学校の校長)が作成してください。ただし、平成23年3月以前の卒業(修了)者については、調査書に代えて卒業(修了)証明書を提出してください。

(3) 出願書類の交付

ア 幼稚部 平成29年1月20日(金)から3月6日(月)まで(土曜日及び日曜日を除きます。)の午前9時から午後4時まで

イ 高等部及び高等部専攻科 平成29年1月25日(水)から2月27日(月)まで(土曜日及び日曜日を除きます。)の午前9時から午後4時まで

(注) 出願書類は、奈良県立盲学校で交付します。郵送を希望する場合は、返信用封筒(宛先を明記し、82円切手を貼った長形3号サイズの封筒)を同封して、請求してください。

(4) 提出先

奈良県立盲学校(〒639-1122 大和郡山市丹後庄町2-2-2番地の1)

(5) その他

ア 奈良県立特別支援学校高等部又は高等学校(高等専門学校及び中等教育学校後期課程を含みます。)に在籍している者は、出願できません。ただし、高等部専攻科は除きます。

イ 奈良県立特別支援学校高等部(奈良県立高等養護学校は除きます。)に出願した者は、他の奈良県立特別支援学校高等部又は奈良県内の公立高等学校へ出願することはできません。

5 入学者の選考

次により奈良県立盲学校において実施します。

(1) 期日

ア 幼稚部 平成29年3月10日(金) 午後1時40分から午後3時まで

イ 高等部及び高等部専攻科 平成29年3月10日(金) 午前8時30分から午後3時30分まで

(2) 実施内容

ア 視力検査

イ 行動観察（幼稚部のみ）

ウ 学力検査等（高等部及び高等部専攻科のみ）

① 高等部普通科は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科の検査です。

② 高等部保健医療科及び高等部専攻科医療科は、小論文・総合問題及び機能検査です。

エ 面接

(3) 備考

実施の詳細は、奈良県立盲学校長が別に定めます。

6 選考の結果

平成29年3月15日（水）までに、保護者又は本人に通知します。

7 その他

(1) 出願に当たっては、出願予定校で、必ず入学相談を受けておいてください。

(2) この要項で定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

平成29年度奈良県立ろう学校幼稚部・高等部入学者募集要項

平成29年度奈良県立ろう学校幼稚部及び高等部第1学年入学者の募集及び選考は、この要項に基づいて実施します。

1 応募資格

(1) 障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表「聴覚障害者」の項に規定する程度であって、保護者とともに奈良県に居住する者又は特別の事情がある者のうち、次のア又はイのいずれかに該当するもの

ア 幼稚部：平成23年4月2日から平成26年4月1日までに出生した者

イ 高等部：

- ① 特別支援学校中学部若しくは中学校を卒業した者又は平成29年3月卒業見込みの者
- ② 中等教育学校前期課程を修了した者又は平成29年3月修了見込みの者
- ③ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

(2) (1)の「特別の事情がある者」とは、次のア又はイのいずれかに該当する者であって、奈良県教育委員会教育長に入学志願許可申請を行い、その許可を受けたもののことをいいます。

ア 出願当時は他の都道府県に居住しているが、入学時には奈良県内に居住することが確実な者

イ その他やむを得ない事情がある者

2 募集する部及び学科

幼稚部及び高等部（普通科、生活情報科及び産業システム科）

3 募集人員

募集人員は、「平成29年度県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者募集人員」に定めま

す。

4 出願手続

出願は次の点に注意して、入学願書等定められた書類を卒業し、若しくは修了した学校又は在学している学校の校長を経て（幼稚部を除きます。）提出してください。

(1) 受付期間

ア 幼稚部 平成29年3月2日（木）から同月6日（月）まで（土曜日及び日曜日を除きます。）の午前9時から午後4時まで

イ 高等部 平成29年3月2日（木）から同月6日（月）まで（土曜日及び日曜日を除きます。）の午前9時から午後4時まで

(2) 出願書類

ア 入学願書（奈良県立ろう学校で定める用紙）

イ 調査書（奈良県立ろう学校で定める用紙）

① 幼稚部出願者については、保護者が作成してください。

② 高等部出願者については、卒業し、若しくは修了した学校又は在学している学校の校長が作成してください。

(3) 出願書類の交付

ア 幼稚部 平成29年2月10日（金）から3月3日（金）まで（土曜日及び日曜日を除きます。）の午前9時から午後4時まで

イ 高等部 平成29年2月10日（金）から3月3日（金）まで（土曜日及び日曜日を除きます。）の午前9時から午後4時まで

（注）出願書類は、奈良県立ろう学校で交付します。郵送を希望する場合は、返信用封筒（宛先を明記し、82円切手を貼った長形3号サイズの封筒）を同封して、請求してください。

(4) 提出先

奈良県立ろう学校（〒639-1122 大和郡山市丹後庄町456番地）

(5) その他

ア 奈良県立特別支援学校高等部又は高等学校（高等専門学校及び中等教育学校後期課程を含みます。）に在籍している者は、出願できません。

イ 奈良県立特別支援学校高等部（奈良県立高等養護学校は除きます。）に出願した者は、他の奈良県立特別支援学校高等部又は奈良県内の公立高等学校へ出願することはできません。

5 入学者の選考

次により奈良県立ろう学校において実施します。

(1) 期日

ア 幼稚部 平成29年3月10日（金） 午前10時から午前11時30分まで

イ 高等部 平成29年3月10日（金） 午前8時45分から午後4時まで

(2) 実施内容

ア 行動観察（幼稚部のみ）

イ 学力検査及び作文（高等部のみ）

学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科の検査です。

ウ 面接

(3) 備考

実施の詳細は、奈良県立ろう学校長が別に定めます。

6 選考の結果

- (1) 幼稚部 平成29年3月16日(木)までに、保護者に通知します。
- (2) 高等部 平成29年3月16日(木)までに、保護者又は本人に通知します。

7 その他

- (1) 出願に当たっては、出願予定校で、必ず入学相談を受けておいてください。
- (2) この要項で定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

平成29年度奈良県立明日香養護学校（病弱・肢体不自由）高等部入学者募集要項

平成29年度奈良県立明日香養護学校（病弱・肢体不自由）高等部第1学年入学者の募集及び選考は、この要項に基づいて実施します。

《病弱教育部門》

1 応募資格

(1) 障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表「病弱者」の項に規定する程度であって、保護者ととも奈良県に居住する者又は特別の事情がある者のうち、次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア 特別支援学校中学部若しくは中学校を卒業した者又は平成29年3月卒業見込みの者

イ 中等教育学校前期課程を修了した者又は平成29年3月修了見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

(2) (1)の「特別の事情がある者」とは、次のア又はイのいずれかに該当する者であって、奈良県教育委員会教育長に入学志願許可申請を行い、その許可を受けたもののことをいいます。

ア 出願当時は他の都道府県に居住しているが、入学時には奈良県内に居住することが確実な者

イ その他やむを得ない事情がある者

(3) 本校への単独通学又は保護者による送迎が可能であること。

2 募集する学科

普通科

3 募集人員

募集人員は「平成29年度県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者募集人員」に定めます。

4 出願手続

出願は次の点に注意して、入学願書等定められた書類を卒業し、若しくは修了した学校又は在学している学校の校長を経て提出してください。

(1) 受付期間

平成29年2月20日（月）から同月24日（金）までの午前9時から午後4時まで

(2) 出願書類

ア 入学願書（奈良県立明日香養護学校で定める用紙）

イ 調査書（奈良県立明日香養護学校で定める用紙）

卒業し、若しくは修了した学校又は在学している学校の校長が作成してください。

ウ 診断書（障害の程度を証明できるもの）

(3) 出願書類の交付

平成29年2月1日（水）から同月6日（月）まで（土曜日及び日曜日を除きます。）の午前9時から午後4時まで

（注）ア及びイの出願書類は、奈良県立明日香養護学校で交付します。郵送を希望する場合は、返信用封筒（宛先を明記し、92円切手を貼った長形3号サイズの封筒）を同封して、請求してください。

(4) 提出先

奈良県立明日香養護学校（〒634-0141 高市郡明日香村川原410番地）

(5) その他

ア 奈良県立特別支援学校高等部又は高等学校（高等専門学校及び中等教育学校後期課程を含みます。）に在籍している者は、出願できません。

イ 奈良県立特別支援学校高等部（奈良県立高等養護学校は除きます。）に出願した者は、他の奈良県立特別支援学校高等部又は奈良県内の公立高等学校へ出願することはできません。

5 入学者の選考

次により奈良県立明日香養護学校において実施します。

(1) 期日

平成29年3月10日（金） 午前9時から午後4時まで

(2) 実施内容

ア 学力検査

学力検査は、生徒の病状や実態に合わせ、原則として、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科の検査です。

イ 面接

(3) 備考

実施の詳細は、奈良県立明日香養護学校長が別に定めます。

6 選考の結果

平成29年3月16日（木）までに、保護者に通知します。

7 その他

(1) 出願に当たっては、出願予定校で、必ず入学相談を受けておいてください。

(2) この要項で定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

《肢体不自由教育部門》

1 応募資格

(1) 障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表「肢体不自由者」の項に規定する程度であって、保護者とともに奈良県に居住する者又は特別の事情がある者のうち、次のアからウまでのいずれか及びエに該当するもの

ア 特別支援学校中学部若しくは中学校を卒業した者又は平成29年3月卒業見込みの者

イ 中等教育学校前期課程を修了した者又は平成29年3月修了見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

エ 大和高田市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、磯城郡、宇陀郡、高市郡、北葛城郡（上牧町及び広陵町）及び吉野郡に居住する者。ただし、通学が困難な者にあつては、平成29年3月卒業（修了）見込みのもので、県内の市町村に居住する者

(2) (1)の「特別の事情がある者」とは、次のア又はイのいずれかに該当する者であつて、奈良県教育委員会教育長に入学志願許可申請を行い、その許可を受けたもののことをいいます。

ア 出願当時は他の都道府県に居住しているが、入学時には奈良県内に居住することが確実な者

イ その他やむを得ない事情がある者

2 募集する学科

普通科

3 募集人員

募集人員は「平成29年度県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者募集人員」に定めます。

4 出願手続

出願は次の点に注意して、入学願書等定められた書類を卒業し、若しくは修了した学校又は在学している学校の校長を経て提出してください。

(1) 受付期間

平成29年2月20日（月）から同月24日（金）までの午前9時から午後4時まで

(2) 出願書類

ア 入学願書（奈良県立明日香養護学校で定める用紙）

イ 調査書（奈良県立明日香養護学校で定める用紙）

卒業し、若しくは修了した学校又は在学している学校の校長が作成してください。

(3) 出願書類の交付

平成29年2月1日（水）から同月6日（月）まで（土曜日及び日曜日を除きます。）の午前9時から午後4時まで

(注) 出願書類は、奈良県立明日香養護学校で交付します。郵送を希望する場合は、返信用封筒（宛先を明記し、92円切手を貼った長形3号サイズの封筒）を同封して、請求してください。

(4) 提出先

奈良県立明日香養護学校（〒634-0141 高市郡明日香村川原410番地）

(5) その他

ア 奈良県立特別支援学校高等部又は高等学校（高等専門学校及び中等教育学校後期課程を含みます。）に在籍している者は、出願できません。

イ 奈良県立特別支援学校高等部（奈良県立高等養護学校は除きます。）に出願した者は、他の奈良県立特別支援学校高等部又は奈良県内の公立高等学校へ出願することはできません。

5 入学者の選考

次により奈良県立明日香養護学校において実施します。

(1) 期日

平成29年3月10日（金） 午前9時から正午まで

(2) 実施内容

ア 発達検査又は学力検査

学力検査教科は、国語及び数学です。

イ 面接

(3) 備考

実施の詳細は、奈良県立明日香養護学校長が別に定めます。

6 選考の結果

平成29年3月16日（木）までに、保護者に通知します。

7 その他

(1) 出願に当たっては、出願予定校で、必ず入学相談を受けておいてください。

(2) この要項で定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

平成29年度奈良県立奈良養護学校（病弱・肢体不自由）高等部入学者募集要項

平成29年度奈良県立奈良養護学校（病弱・肢体不自由）高等部第1学年入学者の募集及び選考は、この要項に基づいて実施します。

《病弱教育部門》

1 応募資格

(1) 障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表「病弱者」の項に規定する程度であって、独立行政法人国立病院機構奈良医療センター、重症心身障害児学園・病院「バルツァ・ゴードル」又は重症心身障害児施設「東大寺光明園」に入院又は入園中の者で、保護者ととも奈良県に居住する者又は特別の事情がある者のうち、次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア 特別支援学校中学部若しくは中学校を平成29年3月卒業見込みの者

イ 中等教育学校前期課程を平成29年3月修了見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

(2) (1)の「特別の事情がある者」とは、次のアからエまでのいずれかに該当する者であって、奈良県教育委員会教育長に入学志願許可申請を行い、その許可を受けたもののことをいいます。

ア 出願当時は独立行政法人国立病院機構奈良医療センターに入院していないが、入学時には入院することが確実な者

イ 出願当時は重症心身障害児学園・病院「バルツァ・ゴードル」に入園していないが、入学時には入園することが確実な者

ウ 出願当時は重症心身障害児施設「東大寺光明園」に入園していないが、入学時には入園することが確実な者

エ その他やむを得ない事情がある者

2 募集する学科

普通科

3 募集人員

募集人員は「平成29年度県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者募集人員」に定めます。

4 出願手続

出願は次の点に注意して、入学願書等定められた書類を在学している学校の校長を経て提出してください。

(1) 受付期間

平成29年2月20日（月）から同月24日（金）までの午前9時から午後4時まで

(2) 出願書類

ア 入学願書（奈良県立奈良養護学校で定める用紙）

イ 独立行政法人国立病院機構奈良医療センターの入院証明書若しくは入院予定証明書、重症心身障害児学園・病院「バルツァ・ゴードル」の入園証明書若しくは入園見込証明書又は重症心身障害児施設「東大寺光明園」の入園証明書若しくは入園見込証明書

ウ 調査書（奈良県立奈良養護学校で定める用紙）

在学している学校の校長が作成してください。

(3) 出願書類の交付

平成29年1月10日（火）から2月24日（金）まで（土曜日及び日曜日を除きます。）の午前9時から午後4時まで

（注）ア及びウの出願書類は、奈良県立奈良養護学校で交付します。郵送を希望する場合は、返信用封筒（宛先を明記し、82円切手を貼った長形3号サイズの封筒）を同封して、請求してください。

(4) 提出先

奈良県立奈良養護学校（〒630-8051 奈良市七条町135番地）

(5) その他

ア 奈良県立特別支援学校高等部又は高等学校（高等専門学校及び中等教育学校後期課程を含みます。）に在籍している者は、出願できません。

イ 奈良県立特別支援学校高等部（奈良県立高等養護学校は除きます。）に出願した者は、他の奈良県立特別支援学校高等部又は奈良県内の公立高等学校へ出願することはできません。

5 入学者の選考

次により実施します。

(1) 期日

平成29年3月10日（金） 午前9時から午後4時まで

(2) 実施内容

面接

(3) 備考

実施の詳細は、奈良県立奈良養護学校長が別に定めます。

6 選考の結果

平成29年3月16日（木）までに、保護者に通知します。

7 その他

(1) 出願に当たっては、出願予定校で、必ず入学相談を受けておいてください。

(2) この要項で定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

《肢体不自由教育部門》

1 応募資格

(1) 障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表「肢体不自由者」の項に規定する程度であって、保護者とともに奈良県に居住する者又は特別の事情がある者のうち、次のアからウまでのいずれか及びエに該当するもの

ア 特別支援学校中学部若しくは中学校を卒業した者又は平成29年3月卒業見込みの者

イ 中等教育学校前期課程を修了した者又は平成29年3月修了見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

エ 奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市、山辺郡、生駒郡及び北葛城郡（王寺町及び河合町）に居住する者

(2) (1)の「特別の事情がある者」とは、次のア又はイのいずれかに該当する者であって、奈良県教育委員会教育長に入学志願許可申請を行い、その許可を受けたもののことをいいます。

ア 出願当時は他の都道府県に居住しているが、入学時には奈良県内に居住することが確実な者

イ その他やむを得ない事情がある者

2 募集する学科

普通科

3 募集人員

募集人員は「平成29年度県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者募集人員」に定めます。

4 出願手続

出願は次の点に注意して、入学願書等定められた書類を卒業し、若しくは修了した学校又は在学している学校の校長を経て提出してください。

(1) 受付期間

平成29年2月20日（月）から同月24日（金）までの午前9時から午後4時まで

(2) 出願書類

ア 入学願書（奈良県立奈良養護学校で定める用紙）

イ 調査書（奈良県立奈良養護学校で定める用紙）

卒業し、若しくは修了した学校又は在学している学校の校長が作成してください。

(3) 出願書類の交付

平成29年1月10日（火）から2月24日（金）まで（土曜日及び日曜日を除きます。）の午前9時から午後4時まで

（注）出願書類は、奈良県立奈良養護学校で交付します。郵送を希望する場合は、返信用封筒（宛先を明記し、82円切手を貼った長形3号サイズの封筒）を同封して、請求してください。

(4) 提出先

奈良県立奈良養護学校（〒630-8051 奈良市七条町135番地）

(5) その他

ア 奈良県立特別支援学校高等部又は高等学校（高等専門学校及び中等教育学校後期課程を含みます。）に在籍している者は、出願できません。

イ 奈良県立特別支援学校高等部に出願（奈良県立高等養護学校は除きます。）した者は、他の奈良県立特別支援学校高等部又は奈良県内の公立高等学校へ出願することはできません。

5 入学者の選考

次により奈良県立奈良養護学校において実施します。

(1) 期日

平成29年3月10日（金） 午前9時から正午まで

(2) 実施内容

ア 発達検査又は学力検査

学力検査は、国語及び数学の2教科の検査です。

イ 面接

(3) 備考

実施の詳細は、奈良県立奈良養護学校長が別に定めます。

6 選考の結果

平成29年3月16日（木）までに、保護者に通知します。

7 その他

(1) 出願に当たっては、出願予定校で、必ず入学相談を受けておいてください。

(2) この要項で定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

平成29年度奈良県立特別支援学校（知的障害）高等部入学者募集要項

平成29年度奈良県立奈良東養護学校、奈良西養護学校、二階堂養護学校、西和養護学校及び大淀養護学校の高等部第1学年入学者の募集及び選考は、この要項に基づいて実施します。

1 応募資格

(1) 障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表「知的障害者」の項に規定する程度であって、保護者ととも奈良県に居住する者又は特別の事情がある者のうち、次のアからウまでのいずれか及びエからクまでのいずれかに該当するもの

ア 特別支援学校中学部若しくは中学校を卒業した者又は平成29年3月卒業見込みの者

イ 中等教育学校前期課程を修了した者又は平成29年3月修了見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

エ 奈良県立奈良東養護学校については、奈良市のうち春日、三笠、若草、都南、田原、興東館柳生、京西、飛鳥、都跡及び月ヶ瀬の各中学校の通学区域に居住する者並びに大和郡山市に居住する者

オ 奈良県立奈良西養護学校については、奈良市のうち伏見、富雄、登美ヶ丘、平城、平城西、二名、富雄南、富雄第三、登美ヶ丘北及び平城東の各中学校の通学区域並びに生駒市に居住する者

カ 奈良県立二階堂養護学校については、天理市、桜井市、宇陀市、山辺郡、磯城郡、宇陀郡及び奈良市のうち都祁中学校の通学区域に居住する者

キ 奈良県立西和養護学校については、大和高田市、香芝市、生駒郡及び北葛城郡に居住する者

ク 奈良県立大淀養護学校については、橿原市、五條市、御所市、葛城市、高市郡及び吉野郡に居住する者

(2) (1)の「特別の事情がある者」とは、次のア又はイのいずれかに該当する者であって、奈良県教育委員会教育長に入学志願許可申請を行い、その許可を受けたもののことをいいます。

ア 出願当時は他の都道府県に居住しているが、入学時には奈良県内に居住することが確実な者

イ その他やむを得ない事情がある者

2 募集する学科

産業科

3 募集人員

募集人員は「平成29年度県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者募集人員」に定めます。

4 出願手続

出願は次の点に注意して、入学願書等定められた書類を卒業し、若しくは修了した学校又は在学している学校の校長を経て提出してください。

(1) 受付期間

平成29年1月18日（水）から同月20日（金）までの午前9時から午後4時まで

(2) 出願書類

ア 入学願書（出願する学校で定める用紙）

イ 調査書（出願する学校で定める用紙）

卒業し、若しくは修了した学校又は在学している学校の校長が作成してください。

ウ 調査票（出願する学校で定める用紙）

保護者が作成してください。

(3) 出願書類の交付

平成29年1月10日（火）から同月13日（金）までの午前9時から午後4時まで

（注）1月10日（火）は午後1時から午後4時まで

(2)の出願書類は、出願する学校で交付します。郵送を希望する場合は、返信用封筒（宛先を明記し、82円切手を貼った長形3号サイズの封筒）を同封して、請求してください。

(4) 提出先

次のうち、いずれかに該当する学校に提出してください。

奈良県立奈良東養護学校（〒630-8053 奈良市七条二丁目670番地）

奈良県立奈良西養護学校（〒631-0066 奈良市帝塚山西二丁目1番1号）

奈良県立二階堂養護学校（〒632-0086 天理市庵治町358番地1）

奈良県立西和養護学校（〒639-0205 北葛城郡上牧町下牧1010）

奈良県立大淀養護学校（〒638-0821 吉野郡大淀町下淵414番地の1）

(5) その他

ア 奈良県立特別支援学校高等部又は高等学校（高等専門学校及び中等教育学校後期課程を含みます。）に在籍している者は、出願できません。

イ 奈良県立特別支援学校高等部（奈良県立高等養護学校は除きます。）に出願した者は、他の奈良県立特別支援学校高等部又は奈良県内の公立高等学校へ出願することはできません。

5 入学者の選考

次により出願校において実施します。

(1) 期日

平成29年2月15日（水） 午前9時から午後1時まで

(2) 実施内容

ア 検査（学力及び発達に関すること）

イ 面接

(3) 備考

実施の詳細は、各学校長が別に定めます。

6 選考の結果

平成29年2月28日（火）までに、保護者に通知します。

7 その他

(1) 出願に当たっては、出願予定校で、必ず入学相談を受けておいてください。

(2) この要項で定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

平成28年9月15日

各市町村教委教育長
各 中 学 校 長
各中等教育学校長
各特別支援学校長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

平成28年度奈良県中学校技術・家庭科教育研究大会の 開催について（通知）

このことについて、下記のとおり開催しますので、関係教員の参加についてよろしくお願ひ
します。

記

1 趣 旨

授業研究を通して学習指導上の諸問題について研究協議し、奈良県内の中学校（部）技術・
家庭科担当教員の指導力の向上を図るとともに、中学校技術・家庭科教育の改善充実に役立て
る。

2 主 催

奈良県教育委員会、奈良県中学校教科等研究会技術・家庭部会

3 期 日

平成28年10月25日（火）

4 会 場

大和郡山市立郡山南中学校

5 参加対象者

県内中学校、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部の技術・家庭科担当教員

6 研究主題

「心豊かな人間性を育む技術・家庭科教育」—学びと生き方との関わりを深める—

7 日 程

- 9 : 1 5 ~ 9 : 4 5 開会式・日程説明
9 : 5 5 ~ 1 0 : 4 5 公開授業
1 1 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0 全体会
1 3 : 2 0 ~ 1 5 : 4 0 分科会・閉会式

8 公開授業

分 野	内 容	学 年	指 導 者
技術分野	「情報に関する技術」	第 2 学年	小泉 典之
家庭分野	「食生活と自立」	第 1 学年	坂本 章子

9 全体会（講演）

吉野製箸工業協同組合 事務局長 奥谷 純子

「吉野割箸から考える環境及び食文化」

10 指導助言

県教育委員会事務局学校教育課 指導主事 井上 和彦

県教育委員会事務局学校教育課 指導主事 仲田 千鶴

11 参加申込み

平成 2 8 年 4 月 7 日付け週報第 2 2 4 3 号掲載の参加基本様式又は事前配布の参加申込書により、職名、氏名を記入の上、平成 2 8 年 1 0 月 7 日（金）までに、下記宛て F A X 又は電子メールで申し込むこと。

なお、昼食（7 0 0 円）希望の場合は、様式内（A）の項目欄に「昼食希望」と記入すること。（代金は当日受付にて徴収）

奈良市立都祁中学校

奈良県中学校教科等研究会技術・家庭部会事務局 篠田 隆

F A X 0 7 4 3 - 8 2 - 0 8 1 2

E-mail tsuge-j@naracity.ed.jp

電子メールの件名 「奈良県技術・家庭科研究会」

12 その他

当日は、生徒登校後の 8 時 4 5 分以降に来場すること。

各市町村教委教育長
 各小・中学校長
 各中等教育学校長
 各特別支援学校長

奈良県教育委員会教育長

平成28年度奈良県小・中学校道徳教育
 授業研究会の開催について（通知）

このことについて、下記のとおり開催しますので、関係教員の参加についてよろしくお願ひします。

記

1 趣 旨

道徳教育の深化・充実を図るため、道徳の時間の指導上の諸問題について授業を通して研究し、教員の指導力の向上に役立てる。

2 主 催

奈良県教育委員会、奈良県道徳教育研究協議会

3 参加対象者

県内小学校、中学校、中等教育学校前期課程及び特別支援学校小・中学部の教員

4 期日及び会場等

部 会	期 日	会 場	日 程
小 学 校	低 学 年	10月20日（木） 生駒市立壱分小学校	日程説明 13:45～13:55 授業公開 14:00～14:45 研究協議 15:05～16:30
	高 学 年	10月17日（月） 大淀町立大淀桜ヶ丘小学校	日程説明 13:35～13:45 授業公開 13:50～14:35 研究協議 14:55～16:30

中 学 校	10月24日(月)	香芝市立香芝東中学校	日程説明 13:45~13:55 授業公開 14:00~14:50 研究協議 15:10~16:30
-------------	-----------	------------	--

5 主題及び研究協議内容等

部 会	主題等及び指導者	研究協議内容	指導助言者
小 学 校	第3学年 主題名 許す心 中B(相互理解、寛容) 教材名 「運動会でのしっばい」 生駒市立壺分小学校 吉岡 真志	一人一人のよさや 可能性を伸ばし、心 豊かに響き合う道徳 の時間の指導	大和郡山市立郡山南小学校 校長 廣岡 伸祐 県教育委員会事務局 学校教育課 指導主事 丹下 博幸
	第6学年 主題名 自分自身と向き合う 高A(正直、誠実) 教材名 「手品師」 大淀町立大淀桜ヶ丘小学校 池田 嘉浩		十津川村立西川第二小学校 校長 坂上 良幸 県教育委員会事務局 学校教育課 指導主事 丹下 博幸
中 学 校	第2学年 主題名 ボランティアの心 C(社会参画、公共の精神) 教材名 「加山さんの願い」 香芝市立香芝東中学校 新谷 佳菜	生き方の自覚を深 め、自他の関係や社 会との関わりを大切 にした道徳の時間の 創造	香芝市立香芝中学校 教頭 関川 圭造 県教育委員会事務局 学校教育課 指導主事 丹下 博幸

6 参加申込み

平成28年4月7日付け週報第2243号掲載の参加基本様式により、職名、氏名、参加部会名（(A)項目欄）を記入の上、各部会開催の3日前までに郵送又はFAXにて下記宛て申し込むこと。

小学校 〒636-0312 磯城郡田原本町新町48
田原本町立田原本小学校 教諭 齋藤 亮一
FAX 0744-32-4802

中学校 〒639-0223 香芝市真美ヶ丘2-12-27
香芝市立香芝東中学校 教諭 高橋 誠
FAX 0745-76-4940

平成28年9月15日

各市町村教委教育長
各小・中学校長
各中等教育学校長
各特別支援学校長

} 殿

奈良県教育委員会教育長

平成28年度奈良県小・中学校図画工作・美術 教育研究大会の開催について（通知）

このことについて、下記により開催しますので、関係教員の参加についてよろしくお願ひします。

記

1 趣 旨

県内小・中学校等における図画工作・美術教育の一層の充実を図るため、日頃の実践を報告するとともに学習内容や指導法についての研究協議を行い、教員の指導力の向上に役立てる。

2 研究主題

「つくりだす喜び、ひびき合う楽しさ！」～“スキ”に出会い、心はずませて取り組む造形活動～

3 主 催

奈良県教育委員会、奈良県図画工作・美術教育研究会

4 期 日

平成28年11月18日（金）

5 会 場

- (1) 公開授業・分科会 田原本町立東小学校、田原本町立田原本中学校
- (2) 全体会 田原本青垣生涯学習センター（磯城郡田原本町阪手233-1）

6 参加対象者

県内小学校、中学校、中等教育学校前期課程及び特別支援学校小・中学部の教員

7 日程

(1) 公開授業・分科会

	田原本町立東小学校	田原本町立田原本中学校
日程説明	9:20～9:30	9:45～9:55
公開授業	9:40～10:25	9:55～10:45
分科会	10:45～11:45	10:55～11:45

(2) 全体会（田原本青垣生涯学習センター）

- 13:15～13:30 開会行事
 13:30～14:30 全体発表・指導講評
 14:30～16:00 講演
 16:00～16:15 閉会行事

8 公開授業

会場	題材名	学年	指導者	場所
田原本町立東小学校	「コックさんになったら」	第1学年	水口 千尋	1年教室
	「糸のこすいすい」	第5学年	中尾 彰隆	図画工作室
田原本町立田原本中学校	「仏像でブツブツ」	第1学年	金澤 一裕	第1美術室

9 分科会

(1) 小学校部会（田原本町立東小学校 体育館）

発表内容 「思考を働かせ、のびのびと表現できる造形活動の工夫」

発表者 田原本町立平野小学校 教諭 鷺尾 隆哉

教諭 島袋 翔

指導助言者 葛城市立忍海小学校 校長 上田 富佐恵

(2) 中学校部会（田原本町立田原本中学校 体育館）

発表内容 「“スキ”に出会う教材研究」

発表者 川西町・三宅町式下中学校組合立式下中学校 教諭 大塚 博史

指導助言者 奈良市立田原中学校 校長 松元 由美子

10 全体会

(1) 全体発表 「自分の思いを表現し、互いのよさを認め合い、共に学び合う子どもの育成」

田原本町立東小学校 教諭 石井 裕子

(2) 指導講評 県教育委員会事務局学校教育課 指導主事 垣内 宏志

(3) 講演

演題 「弥生美術を鑑る」

講師 田原本町教育委員会文化財保存課 課長 藤田 三郎

11 参加申込み

- (1) 平成28年4月7日付け週報第2243号掲載の参加基本様式により、職名、氏名及び昼食希望の有無((A)項目欄)、昼食受取り場所(東小学校又は田原本中学校)((B)項目欄)を記入の上、平成28年10月28日(金)までに、下記宛てFAXで申し込むこと。

田原本町立南小学校 教諭 羽山 幸恵

FAX 0744-32-3359

- (2) 昼食希望の場合は、弁当代(800円)を当日、受付で支払うこと。

教 生 第 1 3 7 号

平成28年9月15日

各市町村教委教育長
各中・高等学校長
各中等教育学校長
各特別支援学校長
高等専門学校長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

平成28年度中学校・高等学校生徒指導連絡協議会 の開催について（通知）

このことについて、下記のとおり開催しますので、関係者に周知されるとともに参加について
よろしく申し上げます。

記

1 目 的

県内中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校の生徒指導担当者が、
生徒指導上の諸問題について研究協議を行い、本県生徒指導の充実を図る。

2 主 催

奈良県教育委員会、奈良県中学校生徒指導研究会、奈良県高等学校生徒指導研究協議会

3 日時及び会場

平成28年10月18日（火）13：30～16：30

県立教育研究所

磯城郡田原本町秦庄22-1

4 参加対象者

県内中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校の生徒指導担当者

5 日 程

13:00～13:30 受付

13:30～13:40 開会行事

13:40～15:10 講演

15:20～16:20 分散会（講演を受けて、グループディスカッション）

16:20～16:30 閉会行事

6 講 演

演題 「身体と眼・心と眼～子どもの行動を眼から理解する～」

講師 ビジョントレーナー・認定眼鏡士、視覚情報センター 講師 田村 知則

7 指導助言

奈良県中学校生徒指導研究会 会 長 吉田 徳弘

奈良県高等学校生徒指導研究協議会 会 長 松長 一樹

県教育委員会事務局生徒指導支援室生徒指導第二係 係 長 村田 貴

〃 生徒指導第一係 指導主事 小西 満

〃 生徒指導第二係 指導主事 原 宗史

〃 生徒指導第一係 指導主事 森島 伸晃

8 参加申込み

平成28年10月4日（火）までに、平成28年4月7日付け週報第2243号掲載の参加基本様式により、FAX又は電子メールにて、下記宛て申し込むこと。

県教育委員会事務局生徒指導支援室生徒指導第一係

TEL 0742-27-5435

FAX 0742-27-1021

E-mail seitoshidou@office.pref.nara.lg.jp

各高等学校長 }
各特別支援学校長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

平成28年度奈良県高等学校等養護教育研究会研修会の 開催について（通知）

このことについて、下記のとおり開催しますので、関係職員の参加についてよろしくお願ひします。

記

1 趣 旨

養護教諭の資質向上と学校保健の充実をめざし、あわせて日頃取り組んでいる研究の一層の推進を図る。

2 主 催

奈良県教育委員会、奈良県学校保健会、奈良県高等学校等養護教育研究会

3 期日及び会場

平成28年10月14日（金）

県立教育研究所 磯城郡田原本町秦庄22-1

4 参加対象者

県内高等学校及び特別支援学校の養護教諭等

5 日 程

9：20～ 9：40 開会行事
9：40～11：20 講義1
11：30～12：30 講義2
13：30～16：20 講義3
16：20～16：30 閉会行事
16：30～16：40 事務連絡

6 内 容

講義 1 「発達障害で困っている子どもたちへの支援」－教育と福祉から－

奈良県発達障害支援センターでいあーセンター長 森山 貴司

講義 2 「特別支援学校高等部の進路について」

県立西和養護学校 進路専任教諭 泉谷 弘明

講義 3 「運動器健診について」－養護教諭の視点から－

畿央大学健康科学部理学療法学科 准教授 福本 貴彦

7 参加申込み

平成 28 年 4 月 7 日付け週報第 2 2 4 3 号掲載の参加基本様式により、職名、氏名、所属ブロック ((A) 項目欄)、参加の有無 ((B) 項目欄)、昼食の要否 ((C) 項目欄) を記入の上、平成 28 年 9 月 30 日 (金) までに下記宛てに FAX (送付状は不要) で申し込むこと。

〒639-1123 大和郡山市筒井町 1 2 0 1

県立大和中央高等学校 養護教諭 水取 直子

T E L 0 7 4 3 - 5 6 - 2 2 7 1

F A X 0 7 4 3 - 5 6 - 9 1 5 3

平成28年9月15日

各市町村教委教育長
各学校（園）長
学校以外の各県立教育機関の長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

平成28年秋の交通安全県民運動の実施について（通知）

平成28年秋の交通安全県民運動は、「平成28年秋の交通安全県民運動奈良県実施要綱」により、交通安全スローガン「交通事故のない やすらぎの 大和路づくり ～大和の交通マナーを高めよう～」のもと、9月21日（水）から9月30日（金）までの10日間実施されることとなりました。

今回の運動は、「子供と高齢者の交通事故防止」を運動の基本とするほか、「夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止（特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底）」、「後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」、「飲酒運転の根絶」及び「二輪車・原付車の交通事故防止（奈良県重点）」を運動の重点としています。

また、運動期間中の9月30日（金）は、「交通事故死ゼロを目指す日」とされたことから、その趣旨を踏まえ、交通安全に対する更なる意識の向上に努めるようお願いします。

については、これらを踏まえ、下記の事項に留意の上、本運動を強力に推進し、警察等と連携した学校等における交通安全教育の一層の充実を図るようお願いします。

記

1 児童生徒等に対する交通安全教育の推進

(1) 児童生徒等の交通事故防止

ア 学校における交通安全指導については、「学校安全参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（文部科学省）、「学校安全資料DVD『子どもを事件・事故災害から守るためにできることは』」（文部科学省）、「学校安全資料DVD『生徒を事件・事故災害から守るためにできることは』」（文部科学省）、「生徒の安全な通学のための教育

教材DVD『安全な通学を考える～加害者にもならない～』（文部科学省）、リーフレット「くいで まなぼう！たいせつないのちとあんぜん」（文部科学省）などを活用し、より一層の充実を図ること。特に幼稚園、幼保連携型認定こども園及び小学校においては、道路の歩行と横断の仕方、路上遊戯の危険と安全な遊び方などについて繰り返し指導を行い、安全な行動が身に付くように努めること。

イ 学校においては、体育・保健体育の時間はもとより、関連する教科・領域や道徳、総合的な学習の時間、学級活動・ホームルーム活動、学校行事等における指導を充実するとともに、児童会・生徒会活動等における自主的な交通安全活動を助長するように配慮し、児童生徒の交通安全に対する関心や意識を高めること。特に、交通混雑や視認性の低下など、夕暮れ時と夜間の危険性を踏まえ、反射材用品・明るい目立つ色の服装等の着用効果などを認識させる交通安全教育を図ること。

なお、その際、高齢者や幼児など、交通事故の被害者になることが多い年齢層の交通行動の特性について理解させたり、高齢者と児童生徒が共に交通安全教育を受ける場などを設けること等、高齢者との世代間交流にも配慮すること。

ウ 学校においては、帰宅後においても学校で指導したことが正しく守られ、実践されるよう家庭との連携に努めること。

エ 幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校及び中学校においては、PTA、地域子ども会、関係機関・団体等の協力を得て、児童生徒等と保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等を開催し、踏切や道路における安全な通行方法などについて具体的に理解させるとともに、通学通園路等の交通安全総点検・安全マップの作成等を実施し、児童生徒等の目線による通学通園路等における交通上の危険箇所の把握と解消に努めること。

なお、その際、登下校時の児童生徒等の犯罪被害の防止にも配慮すること。

オ 教育委員会においては、通学路の交通安全の確保のため、平成25年12月18日付け「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について（依頼）」に基づき、地域特性に応じた「通学路交通安全プログラム」に基づく取組等を引き続き推進すること。

カ スクール・ゾーンは、交通事故防止に効果を上げている一方、スクールゾーン内での交通事故も発生していることから、教育委員会、幼稚園、幼保連携型認定こども園及び小学校においては、今後とも地域の警察等と協力して、スクール・ゾーン内における歩行者用道路の拡大と自動車の交通規制の強化を促進し、当該地域内における児童生徒等の交通事故防止を積極的に推進すること。

キ 教育委員会においては、路上遊戯等による交通事故の防止対策の一環として、校庭、学校体育施設、社会体育施設等の開放を行うなど、地域全体で児童生徒等の活動の場の

確保に努めること。

なお、その際、不審者などの侵入防止に必要な措置を講ずるなど、児童生徒等の安全管理に配慮をすること。

(2) 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車等の安全な利用

ア 自転車の安全な利用については、「自転車安全利用五則」（平成19年7月10日交通対策本部決定）を踏まえ、小学校、中学校及び高等学校において、自転車安全教室の開催等により、自転車の通行方法に係る道路交通法の規定の周知を図るとともに、夕暮れ時と夜間における反射材用品等の着用の促進、前照灯の点灯の徹底、点検整備について指導するほか、自転車の安全な利用や正しい駐輪の仕方などの周知を図り、登下校時の安全かつ正しい走行及び交通ルールの遵守に関し、児童生徒が自主的に安全な行動ができるように指導すること。特に、車道の左側通行等自転車の通行方法の指導、歩道通行時における歩行者の優先並びに二人乗り、傘差し、携帯電話使用及びヘッドホン使用等の禁止、登下校時の安全かつ正しい走行及び交通ルールの遵守について徹底すること。

また、平成27年6月に改正道路交通法が施行され、危険な違反行為を繰り返す自転車運転者に対し、交通の危険を防止するための講習受講を義務付ける「自転車運転者講習制度」が導入されたことについて、周知の徹底を図ること（平成27年6月22日付け事務連絡「自転車の運転による交通の危険を防止するための講習制度の周知について」も参照のこと。）。

なお、その際、「小学校 効果的な自転車安全指導のために」（一般財団法人日本交通安全教育普及協会編）、「中学校 効果的な自転車安全指導のために」（一般財団法人日本交通安全教育普及協会編）、「高等学校 効果的な自転車安全指導のために」（一般財団法人日本交通安全教育普及協会編）等の活用を図ること。

イ 近年、対歩行者の事故等、自転車の利用者が加害者となる交通事故が増加傾向にあること等を踏まえ、機会を捉えて、児童生徒の保護者等に対する各種保険制度の周知に努めること。

ウ 原動機付自転車及び自動二輪車等の利用については、高等学校において、保健体育科及びホームルーム活動を中心とした交通安全教育を一層充実させるとともに、原動機付自転車・自動二輪車による事故の防止及び無謀運転の追放のため課外指導等の充実を図り、家庭、関係機関・団体等との連携の下に、適切な指導に努めること。また、多くの高校生が近い将来、自動車運転免許を取得する現状に鑑み、運転免許を取得する以前から、交通事故（飲酒運転・無免許運転・危険ドラッグを使用した上での運転などの悪質性・危険性が高い運転を含む。）の責任等を理解させ、運転者として備えておくべき安全意識を醸成する教育を行い、これを基礎として、免許取得時の教育とあいまって、運転者に必要な資質のかん養を図ること。

なお、その際、「高等学校教師用指導資料『交通安全教育の新たな展開』（文部省委嘱事業により作成、一般財団法人日本交通安全教育普及協会編）等の活用を図ること。

(3) チャイルドシート、シートベルトの正しい使用及びヘルメットの着用の徹底等

ア 幼児に対するチャイルドシートの正しい着用を促進すること。

イ 児童生徒に対し、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト着用義務の周知及び着用の徹底を図ること。

ウ 幼児児童に対し、自転車乗車時における乗車用ヘルメットの着用を促進すること。

エ 保護者、教育委員会、学校、公民館等関係機関の職員等に対し、幼児に対するチャイルドシートの着用、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの着用、幼児児童の自転車乗車時における乗車用ヘルメットの着用及び幼児二人同乗用自転車乗車時におけるシートベルト着用の必要性及び着用効果に関する正しい理解の促進に努め、幼児児童生徒の同乗事故等の防止を図ること。

2 本年の奈良県内の交通情勢

本年6月末現在における県内の交通事故発生状況は、

人身事故発生件数 2, 180件（前年同期比 - 405件）

死者数 18人（前年同期比 - 6人）

負傷者数 2, 730人（前年同期比 - 528人）

で、前年より人身事故発生件数、死者数及び負傷者数ともに減少している。

本年上半期における交通事故の特徴は、

○ 高齢者の死者数が減少 11人（前年同期比-1人）

全死者数に占める高齢者の死者数の割合は、61.1%

○ 事故発生件数が特に多い時間帯は、

16:00～18:00 348件（前年同期比-73件）

18:00～20:00 300件（前年同期比-42件）

○ 二輪車（原付を含む）の死者数が増加 8人（前年同期比+4人）

○ 飲酒運転の事故発生件数が増加 22件（前年同期比+3件）

となっている。

3 実施結果報告書の提出先

本運動における実施結果報告書については、別紙様式（提出用）により、FAX又は郵便にて下記の各担当宛てにそれぞれ提出すること。

(1) 市町村立学校（園）は、各市町村教育委員会宛て（10月7日まで）

(2) 各市町村教育委員会は、貴管内の学校（園）の結果を集計して、県教育委員会事務局保健体育課長宛て（10月14日まで）

(3) 県立学校は、県教育委員会事務局保健体育課長宛て（10月14日まで）

(4) 私立学校(園)は、県地域振興部教育振興課長宛て(10月14日まで)

(5) 国立学校(園)は、県交通対策協議会事務局宛て(10月21日まで)

○ 県教育委員会事務局保健体育課

〒630-8502 奈良市登大路町30番地

TEL 0742-27-9862

FAX 0742-22-3995

○ 県地域振興部教育振興課

〒630-8502 奈良市登大路町30番地

TEL 0742-27-8919

FAX 0742-22-7215

○ 県交通対策協議会事務局(県安全・安心まちづくり推進課内)

〒630-8502 奈良市登大路町30番地

TEL 0742-27-8730

FAX 0742-27-5280

別紙様式（提出用）

平成 2 8 年秋の交通安全県民運動実施結果報告書

学校（園）名または市町村名 _____

校 種 _____

実施主体	実 施 し た 事 項	○印欄
学校(園) ・ 学年 ・ 学級 活動	講話、講演	
	学級活動・HR活動での交通安全指導	
	啓発ポスター掲示、放送による啓発	
	登下校、登降園における交通安全指導	
	通学（園）路、校区内の安全点検	
	自転車等の安全点検	
児童 ・ 生徒会 (委員会) 活動	奉仕活動（通学路の清掃、除草等）	
	啓発活動（プリント配布、マスコット配布等）	
	校門における当番活動（呼びかけ等）	
	幼児・児童・生徒安全集会（委員会活動、分団会等）	
	通学（園）路、校区内の安全点検	
	啓発ポスター掲示、放送による啓発	
P T A (育 友 会) 活 動	登下校、登降園における交通安全指導	
	通学（園）路、校区内の安全点検	
	奉仕活動（通学路の清掃、除草等）	
その他の 特記事項		

《記入について》

- ・ 学校（園）では、実施した事項の欄に○印を付け、該当の事項がない場合は余白部分に記入すること。
- ・ 市町村教委は、校種別に各事項について集計し、実施校（園）数を○印欄に記入すること。

《実施結果報告書の提出先》

- ・ 国立関係は県交通対策協議会事務局へ、私立関係は県地域振興部教育振興課へ提出
- ・ 県立関係は県教育委員会事務局保健体育課へ提出
- ・ 市町村立関係は各市町村教育委員会へ提出、市町村教育委員会は一括集計して県教育委員会事務局保健体育課へ提出

各市町村教委教育長
各小学校長
各特別支援学校長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

平成28年度奈良県小学校体育研究会体育科指導法研修会
(体づくり運動・表現運動部会)の開催について(通知)

このことについて、下記のとおり開催しますので、関係教職員の参加についてよろしくお願ひ
します。

記

1 趣 旨

授業実践をもとに指導法の研修を行い、児童の体力向上の要としての体育学習の在り方につ
いて研究を深めるとともに、学校体育指導者としての資質の向上を図る。

2 主 催

奈良県教育委員会、奈良県小学校体育研究会

3 期日及び会場

平成28年10月21日(金)

御所市立御所小学校

4 参加対象者

県内小学校及び特別支援学校小学部の教員

5 研究主題

「豊かなつながりを創造する体育学習」

～子どもと子どものつながり・子どもにとっての運動とのつながり・学校間のつながり～

6 日 程

13:45～14:30 公開授業

14:40～16:30 研究協議及び指導助言

7 公開授業

学年	領域及び題材名	場 所	指導者
第5学年	表現運動 「GOSEピック開催！」	体育館	田中 美也子

8 指導助言

県教育委員会事務局保健体育課 指導主事 水谷 雅美

9 参加申込み

平成28年4月7日付け週報第2243号掲載の参加基本様式により、職名、氏名、参加部会名（(A)項目欄）、及び担当学年等（(B)項目欄）を記入の上、開催日の1週間前までに下記宛てFAX又は郵送で申し込むこと。

〒639-0223 香芝市真美ヶ丘3-2-70

香芝市立真美ヶ丘東小学校内 中里 倫

TEL 0745-78-1414

FAX 0745-79-2159

10 その他

会場周辺には駐車スペースがないため、できるだけ公共交通機関を利用すること。

各市町村教委教育長 }
各学校(園)長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

平成28年度奈良県幼稚園・こども園作品展 の開催について(通知)

このことについて、下記のとおり開催します。どなたでも参観できますので、多数御来場くださいますようお願いいたします。

記

1 目的

幼児がかいたりつくったりした作品を展示し、県内幼稚園・こども園教職員、園児の保護者及び県民の作品に対する認識と幼稚園教育に対する理解を深める。

2 主催

奈良県教育委員会、天理市教育委員会、斑鳩町教育委員会、河合町教育委員会、川西町教育委員会、奈良県幼児教育研究会

3 展示期間及び会場

- (1) 平成28年11月5日(土)～11月7日(月)天理市立朝和幼稚園
- (2) 平成28年11月12日(土)～11月14日(月)斑鳩町立斑鳩東幼稚園
- (3) 平成28年11月19日(土)～11月21日(月)上牧町立上牧幼稚園
- (4) 平成28年11月26日(土)～11月28日(月)川西町立川西幼稚園

開催時間は、午前10時から午後4時まで。ただし、最終日は午後3時までとする。

4 展示内容

幼児の遊びを中心として、幼児が経験したこと、見たり感じたりしたこと、想像したことなどをいろいろな材料や用具を工夫して使い、自由にのびのびと楽しく表現した作品を展示する。

5 問合せ先

天理市立丹波市幼稚園長 稲垣 智子

TEL 0743-63-4613

FAX 0743-63-4613

6 その他

展示作品の選定及び展示については、作品展運営委員会が計画して行う。

各市町村教委教育長
各 園 長
各 小 学 校 長
各 特 別 支 援 学 校 長

} 殿

奈良県教育委員会教育長

平成28年度幼稚園教育理解推進事業（奈良県協議会）
幼稚園教育研究部会研究大会の開催について（通知）

このことについて、下記のとおり開催しますので、関係教職員の参加についてよろしくお願ひ
します。

記

1 目 的

幼稚園における教育課程の編成、実施、評価、改善の一連のカリキュラムマネジメントの適
切な実施についての研究発表及び研究協議を行い、本県幼稚園教育の振興及び充実に役立てる。

2 主 催

奈良県教育委員会、奈良県幼児教育研究会、斑鳩町教育委員会、生駒郡幼児教育研究会

3 期日及び会場

	1 日 目	2 日 目
期 日	平成28年10月27日（木）	平成28年11月2日（水）
会 場	教育研究所	斑鳩町立斑鳩幼稚園・斑鳩小学校
所在地	磯城郡田原本町秦庄22-1	生駒郡斑鳩町法隆寺南1-13-15（幼稚園） 生駒郡斑鳩町法隆寺南1-13-45（小学校）

4 参加対象者

国公立の幼稚園・小学校・特別支援学校（幼稚部・小学部）・幼保連携型認定こども園・
保育所の教職員、市町村教育委員会指導事務担当者、市町村保育指導専門職員

5 日 程

10月27日	14:00～14:30	開会行事
	14:40～16:30	分科会
11月2日	9:30～11:30	公開保育
	12:40～13:00	開会行事
	13:00～13:30	本園の研究について
	13:30～14:30	グループ協議
	14:45～16:35	講演

6 分科会

番号	テーマ	郡市名
1	ポートフォリオを活用した園内研修から指導計画の改善を図る	大和郡山市
	子どもたちの遊びから見えてくること～記録からの読み取り～	北葛城郡
2	指導の改善につなげる記録の工夫～ポートフォリオを活用して～	橿原市
	幼児理解を深めるためにポートフォリオを活用し、その記録を指導計画に生かす	宇陀市
3	指導の改善につなげるための具体的な記録の方法を探る	天理市
	異年齢交流を通じた記録のとり方や保育カンファレンスのあり方について探る	生駒市
4	主体的に活動する「小学校の学びにつながる遊び」への環境構成を考える	香芝市
	小学校接続を意識した学びの芽生えの取組	磯城郡

7 講 演

講師 鳴門教育大学 教授 木下 光二

8 参加申込み

- (1) 2日目(11月2日)の参加者については各園1名を原則とする。
- (2) 奈良県幼児教育研究会幹事は、各郡市の公立幼稚園参加者を取りまとめ、10月14日(金)までに下記宛て郵送又はFAXにて申し込むこと。

- (3) その他の参加者は、平成28年4月7日付け週報第2243号掲載の参加基本様式により、職名、氏名のほかに、参加日を(A)項目欄、参加分科会番号を(B)項目欄に記入の上、10月5日(水)までに直接、下記宛て郵送又はFAXにて申し込むこと。

送付先 〒636-0343 磯城郡田原本町秦庄22-1

教育研究所教育経営部教育企画係

TEL 0744-33-8902

FAX 0744-33-8909

9 その他

- (1) 2日目については、原則公共交通機関を利用すること。
(2) 昼食、上履き及び鞆袋は、各自で持参すること。